右

右 右

同

大規模小売店舗の変更の届出.

(経営支援課) ...

同同同

:

同

:

Ŧi. 껃

: : 目

次

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

公

告

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、

平成二十一年六月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第三千九十九号

平成二

二十一年 二十一年

三外南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一東剛ショッピングセンター 青森市浪岡大字浪岡字松島浪岡ショッピングセンター

イオンリテー ル株式会社

代表取締役 村井正平

代表取締役 秋元和雄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	代表取締役の高田覚司 五茅場町中埜ビル五階 東京都中央区新川一丁目二二の一株式会社ニューステップ	代表取締役を本田進東京都千代田区神田錦町一丁目一ジャスフォート株式会社	代表取締役 向一の六〇 向一の六〇 本語県東広島市西条町大字吉行字 株式会社大創産業	代表取締役社長が前田勝敏に丁目一の四一に丁目一の四一が再通礼幌市厚別区厚別中央三条ボーマック株式会社	代表取締役社長 反田悦生二五 (大表取締役社長) (大田県秋田市土崎港北一丁目六のマックスバリュ東北株式会社)	変更前
			代表取締役 矢野博文四の一四 矢野博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目株式会社大創産業	代表取締役(柴田憲次二丁目一の四一二丁目一の四十十年の四十十年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	代表取締役 勝浦二郎	変更後
011-4 -011	011-11 -141	14. 7.10	 デ	110。 英二六	三平 • 成 	年変 月 日更

て得た数とを合算して得た数) る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ

事

務

局

:

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

選挙管理委員会

(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

変 更 前

変

更

後

年変 月 日更

五

□平 。成 呼

大規模小売店舗の名称及び所在地

代表取締役 ・虻川貞久 秋田県大館市字太田面四一四の四花ドー ム株式会社 ij た 亡

兀 届出年月日 平成二十一年六月九日

届出書の縦覧

五

場所

2

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

3

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

午前八時三十分から午後五時三十分まで

意見書の提出 ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

森

県

報

六

平成二十一年十月十九日

青

2

提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十一年六月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 八戸市城下二丁目一一の六外

イオンリテー ル株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

 \equiv 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

七・ 兵・二	代表取締役 加来正純東京都板橋区東坂下一丁目三の一株式会社書林	
14. 11.10		代表取締役 石橋順夫八戸市柏崎一丁目八の二二有限会社西町
	代表取締役 服部博幸四の一〇 照記 一種区今池三丁目愛知県名古屋市千種区今池三丁目株式会社ジーフット	代表取締役(高田覚司東京都千代田区神田錦町一丁目一株式会社ニューステップ
一 デ 一	代表取締役 矢野博文四の一四 矢島県東広島市西条吉行東一丁目 株式会社大創産業	代表取締役 矢野博文向一の六〇 に島県東広島市西条町大字吉行字 株式会社大創産業
== -	代表取締役(武川泉)高知県高知市本町四丁目一の一六株式会社キタムラ	代表取締役を本田進東京都千代田区神田錦町一丁目一東京都千代田区神田錦町一丁目一ジャスフォート株式会社
□平 •成 □	代表取締役 勝浦二郎 二五 二五 秋田県秋田市土崎港北一丁目六のマックスバリュ東北株式会社	代表取締役の原田昭彦(八表取締役)原田昭彦(大田県秋田市土崎港北一丁目六の)マックスバリュ東北株式会社
年変 月 日更	变更後	变更前

兀

届出年月日

届出書の縦覧 平成二十一年六月九日

五

1

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十一年十月十九日

提出先

2

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

3

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

平成二十一年六月十九日

(

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ジャスコシティ藤崎

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテー ル株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 野口禎一郎の一 年業県千葉市美浜区中瀬一丁目五株式会社ブルー グラス	代表取締役 竹内義典五〇 短知県小牧市大字三ツ渕惣作一三 様式会社錦	代表取締役 木村和臣 東京都豊島区東池袋三丁目四の三 株式会社三貴	代表取締役 金井重博 日七 日七 株式会社富士メガネ	代表取締役 大崎松雄 六〇の八 南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村一株式会社きたえん	代表取締役 長谷川顕雄二八の一八 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井有限会社平安堂薬局	代表取締役 岡田元也 の一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 イオン株式会社	变更前
			代表取締役 金井昭雄 北海道札幌市中央区南二条西四丁 株式会社富士メガネ	代表取締役 大崎勢恵子の八 の八 大崎勢恵子 大崎勢恵子 株式会社きたえん	代表取締役 長谷川臣 二八の一八 再津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井有限会社平安堂薬局	代表取締役 村井正平 イオンリテール株式会社	変更後
一九・ 八・二0	一八五	5.10	一四· 八· 九	一世更(一型変) (一型変) (一型) (一型) (一型) (一型) (一型) (一型) (一型) (一型	五・九 10	三平 ∴成 ∴ 三	年変 月 日更

五

届出書の縦覧

5	表取締役が	
九•二•三	弘前市大字駅前二丁目一の一七有限会社ほわいとあっぷる	
	代表取締役 佐々木千尋	
一 : : :	一の六三戸郡五戸町大字上市川字石呑四有限会社エフ	
一	代表取締役 中山章 代表取締役 中山章	
	式 表記 取った 表記 取った 取った おここ おここ おここ おここ おここ おここ おここ おここ ひょう こうしん しゅう	
<u>-</u>	4前5大字写写了1、株式会社ラグノオささき	

兀 届出年月日

平成二十一年六月九日

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び藤崎町役場

2

期間

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、藤崎町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十一年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

 $(\underline{})$

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 (\equiv) 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 平成二十一年六月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

七戸ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

上北郡七戸町字笊田川久保二七の二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテー ル株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

Ξ

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役を本田進行業県千葉市美浜区中瀬二丁目六ジャスフォート株式会社	代表取締役社長の曲渕恵美子の東京都八王子市暁町一丁目三二の株式会社タツミヤ	代表取締役 岡田元也 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	変更前
代表取締役 武川泉 二・高知県高知市本町四丁目一の一六 三・株式会社キタムラ	代表取締役が指田努力三十二の東京都八王子市暁町一丁目三二の株式会社タツミヤ	代表取締役 村井正平の一年業県千葉市美浜区中瀬一丁目五イオンリテール株式会社	变更後
	1が10・1べ	三平 • 成 ○ 二	年変 月 日更

2

期間

一一三四	代表取締役(中山章)千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六井式会社未来屋書店	
1#-11-110		代表取締役社長 野口禎一郎の一の一年票千葉市美浜区中瀬一丁目五株式会社ブルーグラス
14・ハニ0		代表取締役 加藤恒雄 で表取締役 加藤恒雄 大学深浦字苗代沢 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 株式会社かとう

兀 平成二十一年六月九日 届出年月日

届出書の縦覧 場 所

五

青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場

3

午前八時三十分から午後五時三十分まで

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

ただし、七戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十一年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3

記載事項

- 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見及びその理由
- 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

平成二十一年六月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモー ル下田

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 上北郡おいらせ町中野平四〇の一

下田タウン株
「タウン株式会社
台
下田タウ
ラン株式 要 社
後
年変 月 日更

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンリテー ル株式会社

 \equiv

代表取締役 村井正平外

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

兀 届出年月日

平成二十一年六月九日

五 届出書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

提出先 平成二十一年十月十九日

2

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

選 挙 管 理 委 員

青森県選挙管理委員会告示第三十号

七十五条第五項、 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、 六条第四項 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十 三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一 |号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定により次のとおり告示す 平成二十一年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び 第七十六条第四項、 第八十条第四項、 第八十一条第二項及び第八十 地方自

平成二十一年六月十九日

青絲県選挙管理委員会委員長

Ш

村

能

人

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 十万を超える場合にあっては、 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 六一、二八六

人

二三、三五五

人

Ξ 十万を超える場合にあっては、 三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 一の数 (その総数が四

西津軽郡選挙区 東津軽郡選挙区 八、一七一 五七〇

南津軽郡選挙区 六、九〇四

北津軽郡選挙区 四三四四

上北郡選挙区 二 二 九六七

三戸郡選挙区 = 八七〇

青森市選挙区 八四、 五〇

弘前市選挙区 五、 = 0

黒石市選挙区 八戸市選挙区 六五、 一〇、二六九 八四五

五所川原市選挙区 $\frac{6}{2}$ 九五五

十和田市選挙区 Ύ -00

三沢市選挙区 1 , 100

むつ市選挙区 Ó =六三六 八九五

平川市選挙区 つがる市選挙区 九五八

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一

銭

県号